

# 福祉センター相楽会館の使用並びに管理に関する規則

(昭和56年8月制定)

改正 昭和57年 9月10日規則第2号 平成 4年 4月 1日規則第1号  
平成14年 8月 1日規則第2号 平成15年 2月24日規則第1号  
平成15年 6月 9日規則第4号 平成16年 5月28日規則第3号  
平成21年11月 2日規則第5号 平成23年12月19日規則第2号

(目的)

第1条 福祉センター相楽会館(以下「会館」という。)の使用並びに管理については、福祉センター相楽会館の管理に関する条例(昭和56年8月制定。以下「条例」という。)で定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(施設)

第2条 会館で使用させることのできる施設は、次のとおりとする。

(1) 大ホール

(管理)

第3条 会館の管理は、事務局において行う。

(使用と禁止)

第4条 会館は、条例で定めるところに従い住民その他に使用させることができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、使用させないことがある。

(1) 組合行事の関係上支障ある場合

(2) き損又ははなはだしく汚損するおそれのあるとき。

(3) 設置の目的に反すると認められるとき。

(4) 管理上やむを得ない事由が生じ使用させることが不相当と認められたとき。

(開館時間等)

第5条 開館時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。

2 会館の休館日は12月28日から翌年1月4日までとする。

(使用申請)

第6条 会館を使用しようとする者は、別記様式により原則として使用の7日前までに事務局に申請し、その承認を得なければならない。

(承認の取消)

第7条 承認を得て使用中であっても次の各号の一に該当すると認められるときは、その承認を取消することができる。

(1) 承認を受けた目的以外に使用したとき。

(2) 使用权を譲渡し、若しくは転貸したとき。

(3) 施設をき損又ははなはだしく汚損したとき。

(4) 指示事項を遵守しないとき。

(設備使用料)

第8条 条例第4条第1項に規定する設備使用料は、別表に定めるところによる。

(使用料の減免)

第9条 条例第4条第1項ただし書に規定する使用料の減免措置は、概ね次に定めるところによる。

(1) 全部免除

ア 組合構成市町村が組織する団体

イ その他代表理事が必要と認めたもの。

( 2 ) 5 割減免

ア 社会福祉関係の団体

イ 教育関係の団体

ウ その他代表理事が必要と認めたもの。

( 復原の義務と損失補償 )

第 1 0 条 使用の許可を受けた者は、施設のき損又は汚損はもとより、火気に充分注意し、使用後は完全に復原し、組合責任者立会いのうえ引継がなくてはならない。もし、滅失、き損又ははなはだしく汚損したときは、使用者において弁償しなければならない。

( 権限の委任 )

第 1 1 条 条例第 3 条の規定による使用の承認に関する代表理事の権限は、事務局長に委任する。

( その他必要な事項 )

第 1 2 条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、その都度事務局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 5 6 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 ( 昭和 5 7 年規則第 2 号 )

この規則は、昭和 5 7 年 1 0 月 3 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 4 年規則第 1 号 )

( 施行期日等 )

この規則は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 ( 平成 1 4 年規則第 2 号 )

この規則は、平成 1 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 1 5 年規則第 1 号 )

この規則は、平成 1 5 年 2 月 2 4 日から施行する。

附 則 ( 平成 1 5 年規則第 4 号 )

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 1 6 年規則第 3 号 )

この規則は、平成 1 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 2 1 年規則第 5 号 )

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 2 3 年規則第 2 号 )

( 施行期日 )

この規則は、平成 2 4 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第8条関係）

設 備 使 用 料			
区 分	冷 房 設 備	暖 房 設 備	摘 要
金 額	会館使用料の10分の 3.5	会館使用料の10分の 2.5	

別記様式 略